

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	金上地区 (福原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本集落は、水稻を中心とし、畜産業、土地利用型作物、花き、野菜の作付けにより集落農業が展開されており、集落内の認定農業者数は11経営体(集落内7経営体、入作4経営体)、耕作農家数は10経営体である。 ・農地中間管理機構を活用した農地の再配分により集約化を進めてきており、農作業における効率化が図られているが、農地の分散も見受けられる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び農業従事者の高齢化や若い農業従事者の就農率の減少により労働力の不足が発生している。 ・農地集積の進捗により、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理である草刈作業など人足時の人手が不足することが予想される。 ・不在者地主所有者の農地が将来的に増えることにより、農地利用の調整困難が起こり、荒廃農地が発生する恐れがある。 ・農業を継続するには、機械購入、スマート農業、先進的技術導入に関する補助が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、地区内の認定農業者、新規就農者、耕作農家者で集落農業を担っていく。 ・機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、農地中間管理機構を通して、集落内の担い手農家(認定農業者7経営体、耕作農家10経営体)への集積を基本に進める。 ・集落全体で担い手農家を支える体制を構築し、将来にわたり継続できる集落農業の確立を目指す。 ・水稻を中心として栽培し、集落内の担い手に集積するうえで、連担性も確保しつつ、補助事業による区画拡大、スマート農業の導入等により省力化を図りながら、持続可能な農業を目指す。 ・本集落では農村集落コミュニティーを重要視し、高齢者や委託農業者が植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.07 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.07 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・本計画を集落全体で共有し、集落内の住民同士が協力・共存する集落農業確立に向け、話を重ねていく。 ・離農や規模縮小等に伴う農地の取扱は、連担性の確保を考慮して、担い手農家(18経営体)への優先順位を基本に進める。 ・機械・施設等の強化・充実は補助事業を活用するとともに、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入も検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の農業を担う者への農地集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大区画化(畦畔除去、均平作業)に取組み、作業効率化と生産性向上につなげる。 ・水路・農道等の生産基盤の整備は、町、土地改良区と連携しながら、補助事業等を活用して進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・若い後継者を重要な担い手として位置付け、補助事業、研修等の情報を共有しながら集落ぐるみで支援していく。 ・農業の魅力を子供たちに伝え、集落内に新規就農者を希望する者が出れば、集落ぐるみで営農指導を行っていく。 ・幅広い年齢層の方が農業従事しやすい環境を整備し、多様な農業労働の確保を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・水稻における、直播作業や防除・追肥作業においては、町内でも作業受託体制が構築されているため、農家ごとに実情を考慮しながら活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②水稻に堆肥を施用することにより、環境負荷低減を目指す。
- ③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指す。
- ⑦水路、農道等の農業用施設の管理については、集落全体で維持・管理に努め、大型機械による管理や防草ネット等により省力化を図る。
- ⑨畜産農家が生産する良質な堆肥を農地に還元し、稲わら等を家畜に供与する循環型農業の確立を目指す。